

給食施設の 栄養管理について

福島県相双保健所 健康増進課

内 容

- 1 はじめに
- 2 給食施設の栄養管理のポイント
- 3 指摘が多かった事項について
- 4 参考資料

1 はじめに

相双保健所健康増進課では今年度、約70施設に対して書面指導・巡回指導を実施しております。
その中で、指摘が多かった事項についてまとめました。

昨年度の本講習会でお伝えした内容と重なりますが、今後の各施設における栄養管理に活用願います。

また、特定給食施設の役割や意義についても再度確認していただき、施設における適切な栄養管理に努めていただくようお願いいたします。

2 給食施設の栄養管理のポイント

手引書
p 1

特定給食施設の役割

- 特定給食施設等は、特定かつ多数の者に継続的に食事を供給する施設であり、地域住民の健康の維持・増進や生活の質を向上させるために重要な役割を担っています。
- このことから、特定給食施設等は、単に給食を提供するだけでなく、喫食者の健康管理という視点を持って運営管理をしていくことが求められます。

健康増進法

特定給食施設の設置者は、前二項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。

厚生労働省令(健康増進法施行令)で定められている栄養管理の基準

- 1 利用者の身体状況等を定期的に把握し、それらに基づき適切な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供・品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- 2 献立は身体状況等のほか、食事摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 3 利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。(献立表の掲示並びに熱量・たんぱく質・脂質・食塩等の主な栄養成分の表示)
- 4 献立表その他必要な帳票等を適正に作成し、施設に備え付けること。
- 5 衛生管理については、食品衛生法その他関連法令に定めるところによること。

※各項目の詳細は、「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」(令和2年3月31日付け健健発0331第2号)で示されています。

※「福島県特定給食施設等手引書」の4ページにも記載しています。

3 指摘が多かった事項①

給食施設の届出事項に変更があった場合は、変更の日から一月以内に「特定給食施設届出事項変更届出書」（様式第2号）を提出すること。

健康増進法

前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

確認のポイント

- 設置者の氏名や管理栄養士、栄養士の員数の変更による届出の漏れが多く見られました。
- 届出事項に変更があった場合は、変更日の一月以内に忘れずに申請しましょう。

参考

食数変更の考え方

学校・老人福祉施設・児童福祉施設・社会福祉施設・事業所・寄宿舍・矯正施設・自衛隊・一般給食センター・その他の場合

食数の変更は、施設の区分（下記）が変更になる場合に提出してください。

この場合の食数は、年間の平均食数となります。

小規模特定給食施設	<u>1回20食以上又は1日50食以上</u>
特定給食施設	<u>1回100食以上又は1日250食以上</u>
指定特定給食施設	○医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設 (病院、介護老人保健施設、介護医療院) : <u>1回300食以上又は1日750食以上</u> ○上記以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設 : <u>1回500食以上又は1日1,500食以上</u>

※ 病院・介護老人保健施設・介護医療院の場合は、**許可病床数・入所定数に基づき**記入してください。

管理栄養士・栄養士の員数の考え方

管理栄養士・栄養士の員数は、**常勤者**（当該施設の就業規則により勤務所属し、**主に当該施設の栄養管理業務を担当する者**）としています。

※非常勤や他施設との兼務職員、調理業務のみの担当職員は含みません。

3 指摘が多かった事項②

給食委員会等の議事内容は、記録し、適切に保管すること。
また、その内容は、関係職員間で共有し、栄養管理の課題や食事の対応を含めて対応策を講じること。

厚生労働省令（健康増進法施行令）

献立表その他必要な帳票等を適正に作成し、施設に備え付けること。

確認のポイント

- ・ 議事録が作成されていない、誰が・どこに保管しているのが明確になっていない、管理職や関係者に共有されていないといった施設が多く見られました。
- ・ 栄養管理は、給食部門だけで完結するものではなく、組織として対応する必要があることから、議事録の作成、共有、保存を適切に行い、対応策を講じていくことが重要です。
- ・ 対応経過や改善したことも含めて、関係者間で共有しましょう。

3 指摘が多かった事項③

利用者の身体、健康・栄養状態、生活習慣等の特性を把握し、課題や問題があった場合は、施設長または関係職員と連携し、課題や問題解決に取り組むこと。

厚生労働省令（健康増進法施行令）

利用者の身体状況等を定期的に把握し、それらに基づき適切な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供・品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。

確認のポイント

- 身体測定や健康診断等のデータから喫食者の身体状況を把握し、給与栄養目標量を適切に設定するとともに、施設の健康課題を明確にし、関係者間で共有しながら必要な対策を講じます。
- 給食の栄養管理を委託している場合は、委託業者に任せきりにならないように、施設側と委託側で十分に情報を共有し、取り組んでいくことが重要です。

3 指摘が多かった事項④

喫食者の各種調査（満足度・喫食量・嗜好等）を実施し結果を公表するとともに、献立は喫食調査等から嗜好等が反映されている。

厚生労働省令（健康増進法施行令）

食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。

確認のポイント

- 食事内容が喫食者にあったものであるか等を確認するため、**各種調査（満足度・喫食量・嗜好等）を実施します。**
- 結果は公表するとともに、献立に調査結果を反映させます。
- 結果を参考に、献立内容や調理方法、給食の提供方法等を見直し、給食の改善に役立てましょう。

3 指摘が多かった事項⑤

栄養指導や食に関する指導を実施した場合は、記録として残すとともに、取組の評価を行うこと。

厚生労働省令（健康増進法施行令）

献立表その他必要な帳票等を適正に作成し、施設に備え付けること。

確認のポイント

- 食育活動の記録を残していない施設や、誰が・どこに保管しているのか明確になっていない施設、活動を実施しても評価を行っていない施設が多く見られました。
- 食育計画等に基づき、栄養指導や食に関する指導を実施した場合は、実施した内容を記録を残しておきましょう。
- また、取組の評価を行い、次回の指導内容や次期計画等に反映させます。

4 参考資料

福島県特定給食施設等手引書

健康増進法に基づき、県が規定する特定給食施設等に関する各種届出や、特定給食施設等での適切な栄養管理を行う上で必要な事項をまとめたものです。

給食施設に関する手続き等を行う際に御活用ください。

なお、本手引書は、福島県健康づくり推進課のホームページからダウンロードすることができますので、各施設に備えておいてください。

